量的制限の対象となる液体物のリスト

平成２７年１０月１日現在 航空局安全部空港安全・保安対策課航空保安対策室

日本を出発する全ての国際線では、客室内への液体物の持ち込みが制限されています。対象となる液体物の分類及び代表例は、以下のとおりです。制限される液体物等の判断を容易にするため、例外扱いされるもの、対象外となるものについては末尾の表に参考として掲載しています。なお、本表は、実際の運用状況等に応じて今後も適宜更新される予定です。

以下の点について、ご留意ください。
① 液体物には、「液体」に加え「ジェル類」及び「エアゾール（煙霧質）」が含まれ、半液体状物（容器に入れないとその形状を保てない物）も量的制限の対象となります。
② 量的制限の対象となる液体物等であっても、**保安検査後の搭乗待合いエリア（クリーンエリア）で購入したものは、客室内への持ち込みが可能**です。ただし、**海外で乗り継ぐ場合は、再検査の際に、海外のルールに従い没収される可能性がありますので、事前に搭乗する航空会社に確認**をお願いします。
③ 航空法第８６条第１項の国土交通省令（航空法施行規則第１９４条）で定める**輸送禁止物件**に該当する火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射性物質等、腐食性物質、その他有害物件、凶器については、**従前通り航空機内への持ち込みが禁止**されています。
④ 量的制限対象品についての**具体的な判断は、最終的には、保安検査場における検査員が行います。**
⑤ 以下は代表例であり、液体含有量が少ない場合一部持ち込みが認められることがありますが、保安検査の効率化、混乱防止や海外において同様の扱いを保証するものではありませんので、**可能な限り、スーツケース等の中に入れ、航空会社のカウンターで受託手荷物として預入れ頂きますよう**お願い致します。
⑥ 保安上の観点で問題ない液体物等であっても、**別途、検疫等の観点から、海外への持ち出しが禁止されている可能性もありますので、関係省庁にご確認下さい。**

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
食品類		
果実飲料	果汁１００%飲料、果汁飲料（つぶつぶオレンジ）、果肉飲料（ネクター）、野菜ジュース、トマトジュース、果汁フレーバー入り飲料	可能（ただし、１００ｍｌ以下の個々の容器で、それらの容器を１リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。）
清涼飲料	コーラ、ラムネ、サイダー、ジンジャーエール、ノンアルコールビール、ソーダ、コーヒー、ココア、紅茶、日本茶、中国茶、水、炭酸水、スポーツドリンク、栄養ドリンク、ビネガードリンク、スポーツ用ゼリー飲料	
乳飲料	牛乳、豆乳、乳酸（菌）飲料、ミルクセーキ、ラクトフルーツ、乳清飲料	
アルコール飲料 ※従来どおり、アルコール度数が７０%を超えるアルコール飲料は客室内への持ち込み及び受託手荷物での取扱いはできません	酒類	
調味料	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【醤油、低カロリー甘味料シロップ、味噌、食酢、合わせ酢、みりん風調味料、液体だし、ソース、ケチャップ、たれ（焼き肉、すき焼き、餃子、田楽、丼）、マヨネーズ、ドレッシング、練りからし、練りわさび、つゆ、中華調味料（コチ醤、豆板醤、オイスターソース）、もみじおろし、おろし生姜、おろしにんにく、タバスコ、ゆず胡椒】 ※ 乾燥香辛料（唐辛子、胡椒、カレー粉、乾燥ネギ等）を除く ※ 少量濃縮汁（乾麺付属パック汁、鰻のタレ等）を除く	
食用油	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【胡麻油、サラダ油、天ぷら油、ラード、オリーブ油、ネギ油、ラー油、ガーリックオイル、ショートニング】	

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
スプレッド類 （パンなどに塗って食べるジャムなど）	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【ピーナッツバター、チョコクリーム、カスタードクリーム、バタークリーム、ジャム、マーマレード、フルーツソース、ピザソース、サンドイッチスプレッド】	可能（ただし、１００ｍｌ以下の個々の容器で、それらの容器を１リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください）
乳製品	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【マーガリン、スキムミルク、コンデンスミルク、ホイップクリーム、生クリーム、サワークリーム】	
調理品	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、レトルトパック詰め、ふくろ詰め 【カレー、シチュー、中華料理の素、まぜご飯の素、雑炊、リゾット、おかゆ、中華粥、クッパ、からし高菜】 ※プラスチック容器詰めご飯は除く	
スープ	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、レトルトパック詰め 【コーンクリームスープ、クラムチャウダースープ、ポタージュスープ、パンプキンスープ】 ※固形、顆粒状（コンソメ、スープストック、鶏ガラスープ等）を除く	
菓子作り等材料	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【蜂蜜、水飴、ガムシロップ、ケーキシロップ、カクテルシロップ、練りあん、こしあん、バニラエッセンス】	
漬け物・佃煮（しぐれ煮）・加工水産（塩蔵魚介類）	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め 【塩辛、塩漬け、しば漬け、ぬか漬け、小魚・貝・小エビ・海苔・昆布・肉の煮詰めた物、甘露煮、キムチ、らっきょう、スタッフドオリーブ、酢漬け梅干し、福神漬け】 ※干し梅、かりかり梅など含有される液体が非常に少ない物を除く	
水物	以下のプラスチック容器詰め、真空パック詰め 【豆腐、こんにゃく、生湯葉、ところてん、生麩、生春雨】	
その他の缶詰め	野菜缶詰め、果実・デザート缶（みつまめ、あんみつを含む）、うずらの卵、おでん缶詰、栗甘露煮缶 ※水産缶詰め（シーチキン、蟹缶、魚肉油漬缶）、畜産缶詰め（コンビーフ、ハム、ソーセージ）など含有される液体が非常に少ない物は除く。	
デザート・ヨーグルト	プリン、ババロア、ゼリー、ムース、みつ豆、おしるこ、ぜんざい、杏仁豆腐、あんみつ、栗ぜんざい、ミニゼリー、飲むゼリー、くずきり、ヨーグルト、飲むヨーグルト、ヤクルトミルミル、シェイク、スムージー	
アイスクリーム類	アイスクリーム、かき氷、氷類	
健康食品・栄養保健食品	以下の瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め、チューブ容器詰め、カプセル詰め プルーンエキス、高麗人参エキス、梅肉エキス、ローヤルゼリー、薬用酒（漢方酒）、ドリンク剤	

品目		代表例	客室内持ち込みの可否
化粧品類（非放射性のもの）			
ガスボンベ式スプレー（圧縮した高圧の気体を鉄製の容器にいれ、噴霧させるスプレー）	以下の二つに分類できないもの	塗料スプレー、模型用スプレー、パンク修理スプレー、催涙スプレー、酸素スプレー、エアダスター	不可能 （客室内に持ち込むことも、カウンターで受託手荷物として預け入れることも出来ません。）
	スポーツ用品・日用品のエアゾール スプレー類（毒性・腐食性のないもので、『火気注意』や『火気厳禁』などの引火性を示す表示がないもの）	防水スプレー、静電気防止スプレー、滑り止めスプレー、スプレーのり（衣服用）	不可能 （客室内に持ち込むことは出来ませんが、カウンターで受託手荷物として預入れることが可能です。量の制限などがあります。）
	化粧品、医薬部外品 （直接肌につけるもの） ※医薬品については、「医薬品類（非放射性のもの）」を参照下さい	美容スプレー、美白スプレー、虫さされ・かゆみ止め薬（液体・スプレー）、消臭スプレー（身体用）、除菌スプレー、制汗スプレー、冷感スプレー、ヘアスプレー、シェービングフォーム、殺菌・消毒剤（液体・スプレー）	可能（ただし、１００ｍｌ以下の個々の容器で、それらの容器を１リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。）
霧吹き式スプレー類、噴霧器		美容スプレー、美白スプレー、虫さされ・かゆみ止め薬（液体・スプレー）、消臭スプレー（身体用）、除菌スプレー、水虫スプレー、制汗スプレー、ヘアスプレー、殺菌・消毒剤（液体・スプレー）	
クリーム、ローション類		軟膏、救急用塗り薬、日焼けローション、保湿クリーム、ハンドクリーム、薬用クリーム（医薬部外品）、化粧水、液状コンシーラー、化粧下地クリーム、ボディーローション、スキンローション	
泡風呂等入浴剤（液状、ジェル状）		※顆粒状、粉末状の物を除く	
育毛剤（液体・スプレー）			
制汗ジェル、整髪ジェル			
ジェル状リップクリーム・ジェル状口紅		ジェル状リップクリーム、ジェル状リップグロス、ジェル状口紅 ※ただし、スティック状の物を除く	
液状ファンデーション			
香水、コロン（液状、ジェル状、霧吹き式スプレー）		香水、トワレ、コロン	
液状除菌剤		ハンドサニタイザー	
液体せっけん		ハンドソープ、ボディソープ	
液体マスカラ、液状アイライナー			
化粧クレンジング、洗顔用品		洗顔フォーム、メイク落とし	
口腔洗浄液、口中清涼剤		マウスウオッシュ、口臭スプレー	
マニキュア、除光液、ネイルアート用品			
シャンプー、リンス、トリートメント			
ハミガキ		（いわゆる歯磨き粉）	

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
その他		
液体、ジェル状	水のり、修正液、万年筆インク、墨汁、水性絵の具	可能（ただし、１００ｍｌ以下の個々の容器で、それらの容器を１リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。）
入れ歯安定剤		
家庭用洗剤、染料	衣料用洗剤、おしゃれ着洗い用洗剤、ドライマーク衣料洗剤、アイロン用仕上げ材、染み抜き剤、台所用洗剤、住宅・トイレ・バス・ガラス用洗剤、畳・カーペットクリーナー、電気製品用クリーナー	
靴墨、靴クリーム		

以下に掲載するものは、今回の液体物の対象ではありますが、**例外扱いされるもの**です。
１００ｍｌ以下という容器の制限もありませんし、１リットル以下のプラスチック袋に入れたりする必要はありませんが、**「医薬品」として検査員に申し出ていただく必要**があります。

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
医薬品類（非放射性のもの）		
液状、ジェル状の処方薬品、市販薬品（目薬、医療用食塩水を含む）	液状風邪薬、液状胃腸薬、咳止めシロップ、ジェルカプセル薬、コンタクトレンズ用剤（保存液）、熱冷ましシート、使い捨てコンタクトレンズ、消炎鎮痛剤（液体・スプレー）	**客室内で必要となる量に限って持ち込みが可能です。（検査員への申告が必要）** **※下欄を参照**
食事療法者、身体障害者、輸送患者に対する水、ジュース、液状栄養食品、糖尿病患者用の特別食品	糖尿病患者用食品	
乳幼児食品、母乳、妊産婦用食品等 **※乳幼児同伴の場合に限る**	乳児用離乳食、乳児用飲料（乳児用のほうじ茶、乳幼児用スポーツドリンク、妊産婦用栄養ドリンク、妊婦用ゼリー）	
その他	氷、保冷材（要冷蔵薬（インシュリン・ホルモン剤など）を冷やす目的で、これらの医薬品と同梱されている場合に限る）	

保安検査員は、必要に応じ、旅券・搭乗券の他に当該液体物の持ち込みが必要とされる適切な証拠（処方箋の写し、薬袋、診断書、飲食等）の提示を求め、不審な場合や疑わしい場合には、接触検査及び開披検査を実施することがあります。

なお、液状・ジェル状の薬品で、１００ｍｌ以下の個々の容器に入ったものは、１リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れていただくことにより、検査員に申し出ることなく、他の液体物と同じように、客室内への持ち込みが可能です。

以下に掲載するものは、今回の液体物制限にあたり、**対象外となるものの例**です。全てではありませんが、対象となるか判断する場合の参考として掲載しております。
これらのものは、持ち込む量にかかわらず、客室内への持ち込みが可能です。客室内への持ち込みについて、特に申し出ていただく必要はありませんので、手荷物内に入れたままで問題ありません。

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
食品類		
農産乾物	胡麻、干し椎茸、豆類、切り干し大根、かんぴょう、高野豆腐、ビーフン、きくらげ、乾燥野菜、春雨、乾燥よもぎ、湯葉	客室内への持ち込みが可能です。（特別な申告などは必要ありません。）
加工水産（乾燥）	味付け海苔、焼き海苔、青のり、乾燥わかめ、とろろ昆布、だし昆布、根昆布、ひじき、煮干し、いりこ、鰹節、削り節	
加工水産（塩蔵魚介類）	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め 【雲丹、数の子、いくら、クラゲ、明太子、キャビア、鮭フレーク、ちりめん】 ※ただし、塩辛など液体の含有量が多いものは制限の対象となります。	
菓子類	キャンディ・キャラメル、チョコレート、チューインガム、ビスケット・クッキー、米菓、スナック（ポテトチップ、ポップコーン、えびせん）、豆菓子、生菓子（団子、柏餅、草餅、大福、おはぎ、水羊羹、葛桜、葛まんじゅう、生ケーキ、シュークリーム、パイ）、半生菓子（どら焼、蒸しケーキ、饅頭、最中、カステラ、甘納豆、バームクーヘン、スイスロール、マドレーヌ、パウンドケーキ、ドーナツ）焼き菓子、油菓子、綿菓子、乾パン、盆供え菓子）	
その他	チーズ（チューブ容器詰めなどを除く）、納豆、生卵、果物	
化粧品類		
ウエットティシュー		客室内への持ち込みが可能です。（特別な申告などは必要ありません。）
メイク用コットン、美容パック（紙製）	ふき取りクレンジング紙、保湿パック紙、美容パック紙	
日用品		
筆記具	万年筆、ボールペン	客室内への持ち込みが可能です。（特別な申告などは必要ありません。）
その他		
ジェル入りバストアップ・ブラ（着用可）		（特別な申告などは必要ありません。）
医療整形、美容整形として使用されている物（人工乳房、生理的食塩水、豊胸用充填物）	シリコン	

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
喫煙用ライター ※燃料が吸収材に吸収されていないオイルライターは客室内への持ち込み及び受託手荷物での取扱いはできません	使い捨てライター（いわゆる百円ライター）、ガス充填式ライター、吸収剤（綿）入りライター	※客室内への持ち込みは、一人一個に限ります。 ※外国当局による別の規制がある場合がありますので、ご利用の航空会社にご確認下さい。